

大分県速見郡朝日村の

部落有財産統一方法 その二

(統一の必要性を説く部分)

岡 部 光 瑞

部落有財産統一ニ關スル方法

區會ノ議決 明治四十四年三月十三日議決

別紙列記ノ鐵輪鶴見両區有財産ハ左記ノ條件ヲ附シ山林原野
宅地ニ在リテハ議決ト全時ニ鑛泉地及建物ニ在リテハ明治
四十四年四月一日之ヲ無償ニテ村ニ讓與スルモノトス

條 件

一、両區ニ屬スル負債償還ノ義務ハ村ニ於テ之ヲ繼承履行

スルコト

二、温泉ニ關スル經濟ハ之ヲ特別會計トシ温泉ニ屬スル負

債償還及温泉改良ノ方法ヲ講シ且ツ時運ノ進歩ニ伴フ
諸般ノ施設ヲ為スコト

三、無償讓與ノ原野ハ己ニ林相ヲナスモノ及村基本財産タ

ルベキ造林經營ノ用地ニ充ツルモノ、外ハ秣場トシテ

從來ノ慣行ニ依ラズ全部入會約ト為スコト

但シ他町村ニ關係スルモノハ此ノ限りニアラズ

四、温泉ニ關スル事件ハ別ニ委員ヲ設ケ之ヲ處理セシムル
コト

五、造林經營ニ就テハ別ニ委員ヲ設ケ之ヲ處理セシムルコト

村會ノ議決

明治四十四年三月十三日議決

鐵輪鶴見両區會ノ議決ニ係ル財產無償讓與ハ両區會議決ノ條
件ヲ承認シテ之ヲ受ケ左ノ方法ニ依リ處理スルモノトス

方 法

一、温泉及温泉ニ屬スル負債償還ニ關スルモノハ之ヲ特別
會計トナシ温泉ヨリ生スル収入ヲ以テ之ヲ支弁シ温泉
ノ改良及負債償還ノ完了を計ルモノトス

但シ其歲入歲出予算決算ニ就テハ一般會計ノ例ニ依ル

一、前項温泉収入中湯錢徵收ニ付テハ温泉使用料徵收條例
ヲ設クルモノトス但シ其條例ハ別ニ之ヲ定ム

一、温泉ニ關スル事務ハ町村制第六十五條ニ依リ常設委員
ヲ置キ之ヲ分掌セシムルモノトス

但シ温泉委員設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

一、基本財產ヲ造成シ村ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ健全ナル發

達ヲ期センカ為兩區ノ提供ニ係ル原野中ニ付キ造林經營二適當ナル土地ヲ撰ビ實測反別二百町歩ヲ限り明治四十三年度ヨリ繼續事業トシテ造林經營ヲ為スコト但シ其方法ニ就テハ別ニ造林條例ヲ設ケ之ヲ規定スルモノトス

統一シタル財產ノ種類及員數

一、前項造林ノ經營ヲ期成スル為町村制第六十五條ニ依リ常設造林委員ヲ置キ造林ニ関スル事務ヲ分掌セシムルモノトス但シ委員に關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

造林事業ノ經營

造林ハ實測反別二百町歩ヲ限り明治四十三年度ヨリ繼續事業トシテ之ヲ經營シ毎年貳万本以上ノ植栽ヲナシ予定ノ反別ニ植付完了スルヲ以テ之ヲ止ム其詳細ハ別紙造林條例及造林委員設置規程ニ詳ナリ

温泉ニ関スル特別會計

温泉ニ關スル收入ハ之ヲ特別會計トシ温泉ニ屬スル旧債ノ償還及ヒ温泉改良ニ關スル費用ハ總テ温泉ヨリ生スル收入ヲ以テ之ヲ支弁シ旧債償還ノ完了並ニ温泉ノ改良ヲ圖リ而シテ其温泉使用料徵收ニ付テハ別紙温泉使用料徵收條例を設ケテ之ヲ徵收シ又温泉ニ關スル事務ニ付テハ別紙温泉委員設置規程ニ依リ委員ヲ設ケテ之ヲ分掌セシム

元持主	棟数	建坪数	合計	原野	山林	埋葬地	火葬場	池沼	畠	鑛泉地	宅地	地目 元持主
			一一二、二八一八步	一五一坪	一一一、五六二四	/		三五一八		五〇四步	一五坪	大字鐵輪
			一〇四、二九二二步	一八九坪	一〇四、一六二〇	六一四	四一六	一〇		一一二步	一八九坪	大字鶴見
			二二六、五八〇〇步	二〇四坪	二二五、七三四四	六一四	三四一六	一一〇	三五一八	六一六步	二〇四坪	計

大字 鉄輪	九棟	一一五、八〇
合計	三	二八、九五
	一二	一四四、七五

費ヨリ支出スルモノトス其植付手入ニ関シテハ夫役ヲ賦
課スルコトヲ得

第七條 村債ヲ起ス場合或ハ村ノ全部ニ渉リ非常ノ災害アリ
タルトキハ村會ノ決議ニ依リ第四條植栽ノ全部ヲ停止ス
ルコトヲ得

朝日村造林條例 明治四十四年三月十三日議決
全年全月十七日指令地第七〇九號許可

第一條 本村ハ基本財産造成ノ為本條例ノ規定ニ依リ造林經

營ヲ為スモノトス

第二條 造林地ハ鉄輪鶴見両區ヨリ無償提供シタル原野ノ内

最モ造林ニ適當セル土地ヲ以テ之ニ充テ已ニ植栽セルモ

ノヲ合セテ實測反別二百町歩ヲ限り之ヲ十林區三分チ明

治四十三年度ヨリ繼續事業トシテ経営スルモノトス

第三條 植栽スペキ樹ノ種類ハ松、杉、檜、柏、トス

第四條 每年度ニ於テ植栽スペキ樹数ハ貳万本以上トシ豫定

ノ反別ニ植付完了スルヲ以テ之ヲ止ム

第五條 植栽苗木ノ枯損シタルトキハ翌春必ズ補植ヲ行フモ

ノトス但シ補植ノ樹数ハ前條植栽ノ樹数ニ算入セズ

第六條 造林ニ要スル一切ノ費用ハ造林ヨリ生スル収入アル

ニ至リタルトキ其収入ヲ以テ之ニ充ツル場合ノ外総テ村

第八條 造林ヨリ生スル収入ハ第六條ニ依リ支出スルモノ、
外総テ基本財産ニ編入スルモノトス

第九條 村長ハ造林臺帳ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スベシ
一、各林區ニ分チ造林地ノ字、番、造林反別

一、植樹ノ種類、員數

一、植栽ノ年月日

一、樹木員數異動ノ年月日及事由

第十條 造林及保護管理ニ關スル事務ハ委員ヲ設ケテ之ヲ掌

ラシム其委員設置ニ關スル規定ハ村會ノ決議ヲ以テ別ニ

之ヲ定ム

付 則

第十一條 本條例ハ許可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝日村温泉使用料徵收條例

明治四十四年三月十三日議決

全年四月二十七日許可

第一條 本村以外ノ市町村内ニ住所ヲ有シ本村設備ノ温泉ヲ

使用セントスル者ハ左ノ使用料ヲ徵収ス但シ日数三十日
以上引續キ使用スル者ニハ之ヲ徵収セズ

一、一昼夜ニ付金五錢以内

但シ八歳以上十二歳未満ノ者ハ半額ヲ徵収スルモノ

トス

第二條 每年度徵収スベキ使用料ハ村會ノ決議に依り前條ニ
定メタル範圍内ニ於テ之ヲ定ム

第三條 本條例施行ニ関スル必要ノ細則ハ村會ノ議決ヲ以テ

之ヲ定ム

付 則

第四條 本條例ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朝日村造林委員設置規程

明治四十四年三月十三日議決

第一條 造林條例ニ依ル造林ノ經營ヲ期成スル為町村制第

六十五條ニ依リ常設造林委員四名ヲ置ク

第一條 委員ハ村會ニ於テ村公民中選舉權ヲ有スルモノヨリ

之ヲ選舉ス

第三條 委員ノ任期ハ四ヶ年トス但シ任期満限ノ後再選セラ

ル、コトヲ得

第四條 委員ノ報酬ハ執務日数ニ應シ毎年度予算ノ定ムル所

ニ依リ之ヲ支給ス

第五條 委員ハ各受持林區ヲ定メ左ノ事務ヲ掌ル

一、造林ノ植栽手入レニ関スル件

一、枯損シタル苗木ノ補植ニ関スル件

一、造林後ニ於ケル下刈手入レニ関スル事

一、病虫害、風害、雪害等ノ予防措置ニ関スル事

一、防火ニ関スル事

一、夫役ノ指揮監督ニ関スル事

一、以上ノ外造林ニ属スル諸般ノ措置ニ関スル事

付 則

第六條 本規程ハ造林條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝日村温泉委員設置規程

明治四十四年三月十三日議決

第一條 温泉ニ関スル事務ヲ處弁セシムル為町村制第六十五

條ニ依リ常設委員六名ヲ置ク

第二條 委員ハ村會ニ於テ村公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ之

ヲ選舉ス

第三條 委員ノ任期ハ三ヶ年トス但シ任期満限ノ後再選セラル、コトヲ得

第四條 委員ニハ相當ノ報酬ヲ給スルモノトス但シ其報酬額ハ毎年度予算ノ定ムル處ニ依ル

第五條 委員ハ其受持温泉ヲ定メ左ノ事務ヲ掌ル

一、温泉場看守人及清掃人ヲ監督シ清潔ヲ保持スル事

二、温泉場修繕ニ関スル事

三、温泉場取締規程實行ノ責ニ任スル事

四、以上ノ外總テ温泉ニ関スル諸般ノ措置ニ関スル事

付 則

第六條 本規程ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
参考として、農商務省山林局が發行した「部落有財産統一の勧め」の巻頭言を紹介する。

一、荒廢せる部落有の林野が鬱蒼たる林相を呈し水源も涸渴せず洪水も起らず氣候は順調に土地肥沃五穀豐に穰り一村和樂に子供の教育も貧民の救助も十分に出来得る此世の光榮を一日も早く實現することが出來ましたなら如何程か愉快であります

二、部落有財産の統一は此の理想に向ふ第一歩であります我々は此の光榮ある事業に奮つて當ることに致しませう
三、町村の實力が豊富になれば町村民の幸福は益々保障されて行くことになります

四、町村は國家組織の基本團體であります衛生教育交通産業
或は趣味快樂の向上等に至るまで皆此の團體の力で實行
するのであります

五、自治團體の向上を希ぶの人町村公共團體の發展を期する
人は何人も先づ第一に此の財産統一に向かつて突進せな
ければなりません

六、薪炭林採草地放牧地植林地と統一後の仕分を爲して土地
を集約に利用しますれば我々は從來に比し不便を感じず
して町村は日に日に豊になります

以上